

副記六

抗議文

一、貴會社が公認セル本組合の選出セル爭議因代表者ヲ急選セル理由尙右ノ件ニ對シ至急全社代表者トシ此組合代表者ト會見致シ度シ

東京工労組在長

高橋慶治

” 幹事

青山摺吉

” ”

岩瀬恒次郎

” ”

高橋鶴吉

” ”

本城信治

” ”

青木金太郎

” ”

出辺幸則

昭和九年十月九日

6. 11. 18
3247

第4回出光

昭和六年十一月十六日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長 官殿

各都府縣長 官殿 (八都府)

林式會社池貝敏工所勞働爭議ニ関スル件

(第四報)

要旨

(一) 善實數回會見折衝ヲ為シタルニ意見ノ一致ヲ見ス

(二) 會社側ニ於テハ本然應答履歷ナリ

(三) 事業貸倒ニ於テハ要求事項中四五六七項ヲ削除スルニ非カレハ交渉不能ナリトシ之ヲ削除ス

ノスト至急スルニトテ下付サレ者ト被取函致シ對シタルニ答函強硬派多數ノ旨ト會見合入ニトシテ

標記爭議ニ関シテハ本報ノ通リケルカ其右ノ状況左記ノ通リ